

多子世帯に対する保育料の負担軽減拡充施策

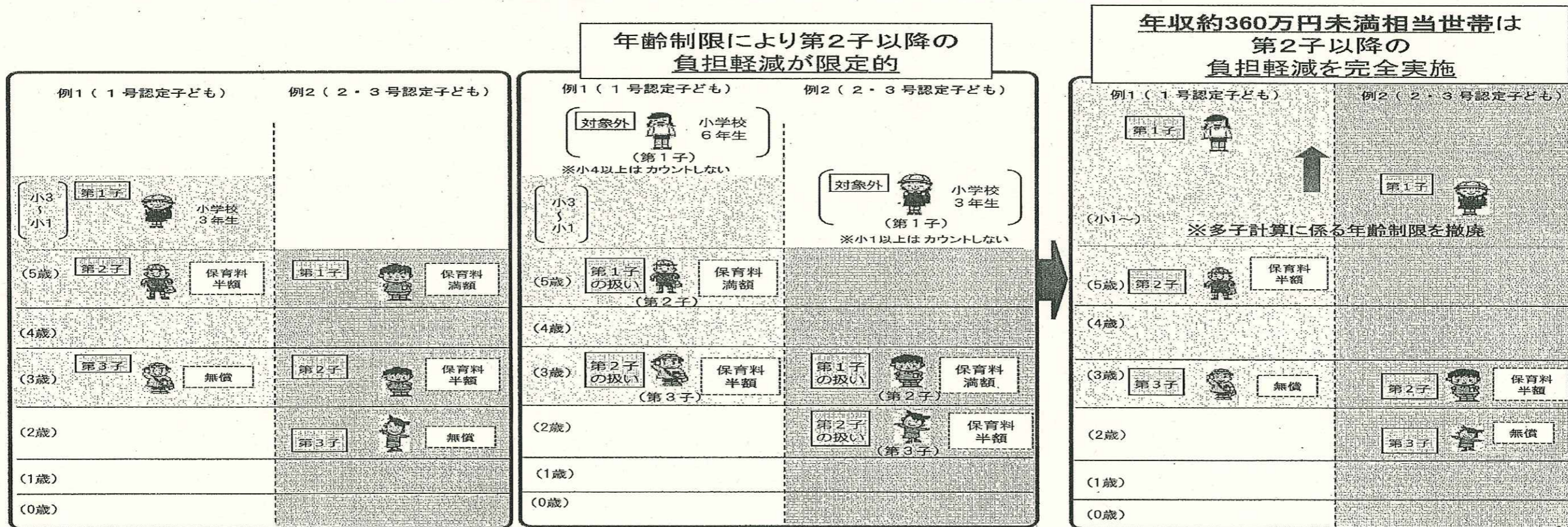
1 国の施策概要 (※平成28年度予算案資料より)

●多子世帯の保育料負担軽減

○ 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。



● 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

2 佐久市の単独拡充施策

平成27年度

国の施策に加え、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第3子(3人目)以降の保育料を月額6千円を上限に減額する。

平成28年度

国の施策に加え、年収に関係なく多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第3子以降の子どもの保育料を無償とする。